



佐賀県公報

平成18年
10月30日
(月曜日)
第12825号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

規 則

◎佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則 (九五・職員課) 一

◎電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部を改正する規則 (九六・会計課) 二

告 示

保 安

◎保安林予定森林 (六四六・森林整備課) 二

〃 (六四七・) 二

〇道路の区域の変更 (六四八・道路課) 三

〇道路の供用開始 (六四九・) 三

〇道路の区域の変更 (六五〇・) 四

訓 令

◎佐賀県本庁決裁等規程の一部改正 (二〇・職員課) 四

人事委員会事項

◎電子計算組織による職員申請等の実施等に伴う佐賀県人事委員会規則の整理に関する規則 (規則・二九) 五

◎佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 ()・三〇) 七

公布された規則のあらまし

◎佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則(規則第九十五号)

1 統括本部情報・業務改革課及び出納局会計課の分掌事務の一部を改めるところとした。(第四条及び第一二条関係)

2 ぐらし環境本部に二ト自立支援推進監を置くこととした。(第一八条関係)

3 この規則は、平成一八年一月一日から施行することとした。

◎電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部を改正する規則(規則第九十六号)

1 知事等の事務部局(県立病院好生館を除く。)及び学校を除く教育機関の給与管理者を統括本部情報・業務改革課総務事務効率化センター長とするところとした。(第一条関係)

2 職員が電子計算組織を利用して給与の支払を確認する操作を行った場合の取扱いについて定めることとした。(第一〇条関係)

3 この規則は、平成一八年一月一日から施行することとした。

〇 規 則

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月三十日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則九十五号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則(平成十六年佐賀県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の情報・業務改革課の分掌事務に次の一号を加える。

五 給与、旅費等の総務事務の集中管理に関すること。

第十二条の会計課の分掌事務中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十八条第二項中「に政策監を」の下に、「ぐらし環境本部に二ト自立支援推進監を」を加え、同条中第十五項を第十六項とし、第八項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8 ニート自立支援推進監は、上司の命を受けて、ニート対策に関してくらし環境本部長が特に命ずる事務を掌理する。

附則

この規則は、平成十八年十一月一日から施行する。

電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月三十日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則九十六号

電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部を改正する規則

電子計算組織による給与支給事務等処理規則(昭和四十八年佐賀県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の給与管理者の項の第一号中「及び議会の各事務部局(県立病院好生館を除く。）」については、出納局会計課長を、「議会及び教育委員会の各事務部局(県立病院好生館を除く。）」並びに学校を除く教育機関については、統括本部情報・業務改革課総務事務効率化センター長に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、職員が電子計算組織を利用して給与の支払を確認する操作を行ったときは、当該操作をもつて、前項に規定する受領印の徴取に代えるものとする。

附則

この規則は、平成十八年十一月一日から施行する。

○告示

◎佐賀県告示六百四十六号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十八年十月三十日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林予定森林の所在場所

唐津市浜玉町平原字前川内山乙一九九〇の二、乙一九九一の一、乙一九九一の八、唐津市相知町千束字本川内三二五八の三五(次の図に示す部分に限る。)、二二五八の四三、二三四二の一(次の図に示す部分に限る。)、伊万里市東山代町滝川内字中古場一一九七、一二〇〇から一二〇三まで、一二〇六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎佐賀県告示六百四十七号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十八年十月三十日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林予定森林の所在場所

伊万里市大川町駒鳴字大平四三六〇の一、四三六〇の二二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町

に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎佐賀県告示六百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十月三十日から平成十八年十一月二十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名

区間の変更前後の幅員延長

一般国道 二〇七号	鹿島市大字音成字西捌八一五番 一七地先から 鹿島市大字音成字黒木甲一番一 地先まで	後	二九・七 一三・〇	三九五・八
鹿島市大字音成字西捌八一五番 一七地先から	前	一〇・〇 二四・三	三九三・六	
県道 肥前七浦停車場線	鹿島市大字音成字中捌七一九番 地先から 鹿島市大字音成字中捌七〇二番 地先まで	後	三三・三 七・二	一二一・七
鹿島市大字音成字中捌七一九番 地先から 鹿島市大字音成字中捌七〇二番 地先まで	前	一九・〇 七・〇	一二一・八	

◎佐賀県告示六百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年十月三十日から平成十八年十一月二十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月三十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	鹿島市大字音成字西搦八一五番一七地先から 鹿島市大字音成字黒木甲一番一地先まで	平成一八・一〇・三〇
県道 肥前七浦停車場 線	鹿島市大字音成字中搦七一九番地先から 鹿島市大字音成字中搦七〇二番地先まで	"

●佐賀県告示六百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十月三十日から平成十八年十一月二十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区 間		変更前 の幅員 メートル	延長 メートル
	前	後		
県道 佐賀川副線	佐賀郡川副町大字南里字一本杉 一七八番二地先から 佐賀郡川副町大字鹿江字四反田 籠一〇〇五番二地先まで	佐賀郡川副町大字南里字一本杉 一七八番二地先から 佐賀郡川副町大字鹿江字四反田 籠一〇〇五番二地先まで	二九・四 、 一五・〇	二、七八三・二
	佐賀郡川副町大字南里字一本杉 一七八番二地先から 佐賀郡川副町大字鹿江字四反田 籠一〇〇五番二地先まで	佐賀郡川副町大字南里字一本杉 一七八番二地先から 佐賀郡川副町大字鹿江字四反田 籠一〇〇五番二地先まで	一六・〇 、 六・四	二、七九一・三

○訓令甲

●佐賀県訓令甲第二十号

本 庁

佐賀県本庁決裁等規程（平成十六年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年十月三十日

佐賀県知事 古川 康

第四条第三項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 ニート自立支援推進監

第十条第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ニート自立支援推進監が専決することができる事務について、ニート自立支援推進監が不在のときは、くらし環境本部長が組織規則第二十二條第一項の規定により置かれた副課長のうちから指名する者がその事務を代決することができる。

別表第一の事務委任先の欄中「政務課及び建設政務課」を「政務課、ハーブ自立支援推進監及び建設政務課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十八年十一月一日から施行する。

(佐賀県文書規程の一部改正)

2 佐賀県文書規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「政策監専決事項」の下に「ニート自立支援推進監専決事項」を加える。

○ 人事委員会事項

電子計算組織による職員申請等の実施等に伴う佐賀県人事委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十八年十月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第二十九号

電子計算組織による職員申請等の実施等に伴う佐賀県人事委員会規則の整理に関する規則

(佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部改正)

第一条 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則(昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第二十条に次の一項を加える。

- 2 所属長は、前項に規定する必要事項を電子計算組織に登録したときは、当該登録をもつて、同項に規定する作成、記入及び保管に代えることができる。

第二十三条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が前項に規定する必要事項を電子計算組織に登録し、当該電子計算組織を利用して所属長の決裁を受けたときは、当該登録をもつて、同項に規定する作成、記入及び保管に代えることができる。

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第二条 通勤手当に関する規則(昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十号)

の一部を次のように改正する。

第三条中「すみやかに」を「速やかに」に、「一に」を「いずれかに」に

改め、同条第一号中「場合」の下に「(人事委員会が定める場合を除く。)」を加え、同条第二号中「、もしくは」を「若しくは」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 職員は、前項の規定により届け出るべき事項を電子計算組織を利用して任命権者に届け出た場合は、当該届出をもつて、同項に規定する届出に代えることができる。

第四条に次の一項を加える。

- 3 任命権者は、前項に規定する事項を電子計算組織に登録したときは、当該登録をもつて、同項に規定する記載に代えることができる。
- 第五条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部改正)

第三条 農林漁業普及指導手当の支給に関する規則(昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「写」を「写し」に改め、「関係農林事務所長」の下に「及び総務事務効率化センター長」を加える。

(佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正)

第四条 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三十四条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が前項に規定する所要事項を電子計算組織に登録し、当該電子計算組織を利用して所属長の決裁を受けたときは、当該登録をもつて、同項に規定する作成、記入及び保管に代えることができる。

(住居手当に関する規則の一部改正)

第五条 住居手当に関する規則(昭和四十九年佐賀県人事委員会規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の二項を加える。

3 職員は、第一項の規定により届け出るべき事項を電子計算組織を利用して任命権者に届け出た場合は、当該届出をもつて、同項に規定する届出に代えることができる。

4 職員は、前項の場合においては、速やかに第一項に規定する書類を任命権者に提出しなければならない。

第七条第一項中「前条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 任命権者は、前項に規定する事項を電子計算組織に登録したときは、当該登録をもつて、同項に規定する記載に代えることができる。

第八条及び第九条第一項中「第六条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

(扶養手当に関する規則の一部改正)

第六条 扶養手当に関する規則(昭和六十一年佐賀県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 職員は、扶養親族届に記載すべき事項を電子計算組織に登録し、当該電子計算組織を利用して県職員給与条例第九条第一項又は学校職員給与条例

第十一条第一項の規定による届出を行ったときは、当該届出をもつて、前項に規定する届出に代えることができる。

第四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 任命権者は、前項に規定する事項を電子計算組織に登録したときは、当該登録をもつて、同項に規定する記載に代えることができる。

第五条中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第七条 管理職員特別勤務手当に関する規則(平成三年佐賀県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「含む。」の下に「以下同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、管理職員が管理職員特別勤務手当実績簿に記載すべき事項を電子計算組織に登録し、任命権者の決裁を受けたときは、当該登録をもつて、同項に規定する作成及び保管に代えることができる。

(佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第八条 佐賀県職員の育児休業等に関する規則(平成四年佐賀県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 職員は、育児休業承認請求書に記載すべき事項を電子計算組織に登録し、当該電子計算組織を利用して育児休業の承認の請求を行ったときは、当該請求をもつて、前項に規定する請求に代えることができる。

第四条第三項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、「第一項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 職員は、第一項の規定により届け出るべき事項を電子計算組織を利用して任命権者に届け出た場合は、当該届出をもつて、同項に規定する届出に代えることができる。

第五条第二項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 職員は、部分休業承認請求書に記載すべき事項を電子計算組織に登録し、当該電子計算組織を利用して部分休業の承認の請求を行ったときは、当該請求をもつて、前項に規定する請求に代えることができる。

(職員の修学部分休業に関する規則の一部改正)

第九条 職員の修学部分休業に関する規則(平成十七年佐賀県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 職員は、修学部分休業承認申請書に記載すべき事項を電子計算組織に登録し、当該登録をもつて、前項に規定する請求に代えることができる。

(職員の修学部分休業に関する規則の一部改正)

第二条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 職員は、修学部分休業承認申請書に記載すべき事項を電子計算組織に登録し、当該登録をもつて、前項に規定する請求に代えることができる。

録し、当該電子計算組織を利用して修学部分休業の承認の申請を行ったと

きは、当該申請をもって、前項に規定する申請に代えることができる。

第三条中「前条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第七条第三項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 職員は、第一項の規定により届け出るべき事項を電子計算組織を利用して任命権者に届け出た場合は、当該届出をもって、第一項に規定する届出に代えることができる。

附則

この規則は、平成十八年十一月一日から施行する。

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第三十号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の本庁の項中

統括本部	危機管理・報道監	百分の二十五
	統括政策監	百分の二十
	政策監	百分の十六

を

統括本部	危機管理・報道監	百分の二十五
	統括政策監	百分の二十

百分の二十

くらし環境本部	政策監	百分の十六
	二一ト自立支援推進監	百分の十六

附則

この規則は、平成十八年十一月一日から施行する。

に改める。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十八年十月三十日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

